

バリアフリー法（特定路外駐車場）設置届チェックシート

駐車場名			
提出書類		部数	チェック
特定路外駐車設置届出書 様式3		2部	どちらか
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書きに基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面 様式4（駐車場法の届出と同時の場合）			
地形図（1/10,000以上）：駐車場法の届出と同時であれば不要			
平面図（1/200以上）：車いすスペース、移動等円滑化経路その他主要施設を表示			

根拠法令		技術的基準	チェック
管理規定 （駐車場法関係）	駐車場法 （第13条）	路外駐車場の名称	を定める
		路外駐車場管理の氏名、住所	
		供用時間、駐車料金	
	駐車場法 施行規則 （第2条）	休業日、1日における供用時間の開始、終了時刻	
		駐車料金は上限額	
		自動車の滅失又は損傷についての損害賠償事項を含むものでなければならない	
駐車場法 施行規則 （第3条）	駐車場の構造上駐車することができない自動車を定める		
	駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他業務の概要を定める		
特定路外 （バリアフリー法関係）	基準省令 （第2条）	車いす用駐車スペースを一以上設けなければならない（二輪除く）	
		幅は、3.5m以上	
		車いす使用者用駐車場施設の表示をすること	
	移動等 円滑化 経路	長さができるだけ短くなる位置に設けること	
		道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を移動等円滑化経路とする	
		経路上に段を設けない（傾斜路を併設する場合を除く）	
		出入口の幅は、80cm以上	
		通路幅は、1.2m以上、50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場合を設けること	
		傾斜路の幅は、段に代わるものは1.2m以上、段に併設するものは90cm以上	
		傾斜路の勾配は、1/12を超えないこと（高さが16cm以下のものは1/8）	
		傾斜路の高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるものに限る）は、高さが75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けること	
傾斜路の勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える場合、手すりを設けること			
特殊装置 基準省令 （第4条）	特殊の装置を用いる場合、国土交通大臣の認定があること（認定がある場合は上記の規定を適用しない）		

※基準省令＝移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令